



日本の戸籍制度と女性差別(第5回講演,誰のための家族?制度/政策と女性)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-06-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 若尾, 典子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10466/9964

第 5 回

日本の戸籍制度と女性差別

若 尾 典 子

1 「結婚届」の不思議

結婚届をなぜ出したのだろう、出すことにどんな意味があるのだろう。そんな疑問を感じたことはありませんか？

日本では明治期に初めて、法律婚主義が採用されました。事実として共同生活していることを結婚とみなす制度もありますし、現に日本では当時、特定の支配階層以外は、基本的に事実婚主義でした。ところが明治以降、結婚届をしないと法的には結婚と認めない、ということにしたのです。

しかし法制度が変わったからといって、すぐに人々が届けを出すようになるわけではありません。労働者など、とくに郷里から離れて暮らしている場合、事実婚が結構多かったようです。しかも法律婚主義は、「家」制度と必ずしも適合しないところがありました。例えば、結婚は「家」のためですから、家督相続人同士の結婚は認められません。どちらかの「家」が無くなるからです。姉妹ばかりの長女が他家の長男と結婚することは、法律上は認められず、事実婚になることもありました。また「嫁」が家風に合うのか、「家」を継承する子ども、とくに男子を産むかは、「家」にとり重要なことですから、この点がはっきりするまで結婚届は出さないということも、行われていました。

敗戦後、「家」制度が廃止され、結婚届は当人の合意によって出すことができるようになりました。憲法24条は結婚を「合意のみに基づく」と宣言したのです。当時、親が結婚と同時に結婚届を出すことを認めることは、

進歩的だとみなされたほどです。

戦後もしばらく、すぐに結婚届を出すことはそれほど浸透しませんでした。ある飛行機事故で新婚旅行者が多く亡くなる事件がありました。亡くなった人たちは結婚式は盛大にしたけれど、結婚届を出していませんでした。そのためお墓も別々になることが騒がれました。そこで政府もキャンペーンに乗り出し、結婚届を出すことが奨励されました。1960年代以降、日本では結婚届を出さなくちゃ、と言い始めたのです。

私は1979年に初めてドイツに行きました。そのとき、年配の人々が「いまどきの若い人は困ったものだ、結婚届も出さずに生活する」と愚痴るのを耳にしました。それまでドイツでは結婚届をださない共同生活を「野蛮婚」と否定的に命名し、結婚届はだすべきという強い宗教的な確信に支えられた法制度が機能していました。それが70年代、若者たちが事実婚を始め、この動きが70、80年代の家族法の根本的な改正を引き起こします。

これにたいし日本は60年代以降、高度経済成長とともに初めて本格的に、ちゃんと結婚届を出すことが浸透しはじめます。ただし結婚届を出す理由は、女と男で異なります。結婚届を出す理由を男子学生は「ケジメ」、女子学生は「責任」と言います。女性のいう「責任」は自分が負うことではありません。「同棲ではない、ちゃんとした結婚だという証」「責任をとってもらえる」というもので、私はこれを「女の誇り」と言っています。さらに「子どもがかわいそう」が加わる。「男のケジメ、女の誇り、子どもの幸せ」の3点セットです。なぜ、こうなるのか、そこにどんな問題があるのか、考えてみましょう。

2 戸籍がない子——無国籍児の問題

実は、結婚届を出すと戸籍のない子が存在してしまうという問題が、ありました。このことを明らかにしたのは、1979年の国際児童年、沖縄の国際福祉相談所です。100人以上の無国籍児が沖縄にいることを訴えました。

国籍はまず出生時点で決定されますが、日本の場合、血統主義です。親によって子の国籍が決定します。1984年までの国籍法（旧国籍法）は父系

優先主義でした。出生のときに父がいる場合、その父の国籍で決定されたのです。父がいるというのは法律上の父のことで、結婚届が出してあることを意味します。子の出生のとき父がいないと、母の国籍によりました。

沖縄の場合、「基地のなかに沖縄がある」といわれるほど広大なアメリカ軍基地があり、基地に働く外国籍者との交流があります。国際結婚にいたる関係のなかで、子どもの国籍が問題になったのです。どの国も同じ国籍法であれば、結婚届を出し、父が存在する場合、父の国籍によって子の国籍が決定されます。ところが国籍の取得方法は国によって違います。

例えばアメリカは、アメリカで出生した子どもにアメリカ国籍を認めます。出生地主義です。ただしアメリカ国籍者がアメリカ以外で子どもを産む場合には血統主義です。この場合、両親がともにアメリカ国籍ですと、子どももアメリカ国籍です。一方が外国籍で、かつ外国で子どもが生まれた場合は、一方の親であるアメリカ国籍者が、10年以上、それも少なくとも14歳以上になってから5年間をアメリカで暮らしたことがあれば、子どもはアメリカ国籍を取得できます。

アメリカ男性と日本女性が結婚届を出し、日本で子どもが産まれたので、出生届をすると、旧国籍法によって「父が日本国籍ではないから、外国籍です。外国人登録をしてください」と言われる。そこで外国人登録しますが、アメリカ国籍が取得できるかどうかは、そのアメリカ男性の滞米期間によります。彼が「10代はヨーロッパにいた」となると、子どもにアメリカ国籍を取得させることができず、子供は無国籍になります。

人間として社会的に生きるということは、まず名前をもつことです。その名前を登録することに意味があるのは、その人の生存について援助するのはこの国ですよ、という国籍があることです。人が社会的に生きるために最低限必要なこととして、名前と国籍をもつ権利があります。これがまず、子どもの人権の出発点です。ところが法制度が国によって異なることがある。そこで結婚届を出したために、子どもが無国籍になる。これが「純粹無国籍児」といわれる問題でした。

日本男性は、どこで誰と結婚届をだしても、自分の子どもに日本国籍を取得させることができる。しかし日本女性は原則として自分の子どもに日

本国籍を取得させることができなかった。そこに結婚は、女性が男性の主導下に置かれることだという発想がうかがわれるように思います。

と同時に注意してほしいのは、沖縄の無国籍児は「純粹無国籍児」だけでなく、数からいえば事実上の無国籍児や無戸籍児が多かったことです。これらのケースは妻や子が置き去りにされることによって生じます。事実上の無国籍児というのは、父親がアメリカ国籍者であり、子どもにアメリカ国籍を取得させることができるにもかかわらず、子の出生の時に行方不明で、本人が手続きしなため、放置されるといったケースです。また無戸籍児というのは、結婚届を出した後、夫が行方不明になり、離婚もできないまま、女性が別の男性と新しい生活を始めるようなケースです。新しい生活で生まれた子どもの出生届を出すと、「子の父は結婚届の相手で外国籍ですから、外国人登録です」といわれる。しかし実際の父親は、日本国籍だったりします。子どもは本当は日本国籍ですが、手続き上、外国人登録を要求され、放置されたままになりやすいのです。

いずれも問題は、日米の法制度・法慣行の違いにあり、なにより外国軍隊の駐留という権力関係のなかで生じたものです。しかし結婚届と実態の食い違いを明らかにすることは、「ふしだらな女性」という誹謗をうけるのではないかとケースワーカーらは心配して、問題をあきらかにすることをためらいました。ここに、結婚届の問題が見えてくるように思います。

沖縄の無国籍児問題は、1985年施行の新国籍法によって解決しました。父母両系主義によって、「出生のとき、父又は母」が日本国民である場合、子どもは日本国籍を取得します。しかしいま、日本で無国籍児が増加しているといわれています。それを教えてくれたのが、アンデレ事件です。

アンデレちゃんは、日本の病院で産まれましたが、外国人と思われる母親は自分の名前を簡単に書いてただけで行方不明になりました。日本の国籍法によれば、「日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき」は日本国籍です。そこでアンデレちゃんの養父母が、この規定を根拠にアンデレちゃんに日本国籍を要求して、裁判をおこしました。

法律的にいうと、「父母が知れない」ことを証明する責任は、その規定の適用を要求する側、アンデレちゃん側にあります。しかし「知れない」こ

との証明が難しい。外国籍風の女性ということはわかっている。それを「知れない」と主張できるか。法務局は、出入国の書類から同じ名前の人を発見し、入国しているとして「知れない」ことにはならないというのです。

地裁判決は、原告側は「父母がわからない」といえば十分であり、法務局の方に「わかる」ことを立証する責任があるとしました。そして法務局の主張は不十分なので「父母が知れないとき」に該当し、アンデレちゃんは日本国籍だと判断しました。しかし高裁は、外国人の母親がいるらしいことが判明している以上、「知れない」場合には該当しないと判断しました。そこで最高裁に持ちこまれました。最高裁は、立証責任は国にあり、きちんと立証できない以上、「父母の知れないとき」に該当すると判断しました。

1990年生まれのアンデレちゃんの国籍が判決によって確定したのは1995年。5年間アンデレちゃんは無国籍のまま放置されました。しかもアンデレ事件の背景には、母親が産み棄てざるをえない状況、アジア女性にたいする日本男性の夫・父としての責任問題があります。沖縄の無国籍児の背景に、アメリカ軍人の問題があったように。

これらの事件から、戸籍が国籍と関わっていることがわかります。戸籍には日本国籍者だけが記載され、外国籍者は記載されません。運転免許証にある「本籍」の欄は、以前、「本籍・国籍」と表示されていました。こうしてあれば、本籍を記入することは日本国籍を表明することで、外国籍の人は国名を書くことだとわかります。それから本籍は、基本的に好きな場所に決めることができます。ただし日本国内という条件があります。これも本籍が日本国籍の証明となっていることの表われです。

要するに国籍と戸籍が連動している。ですから外国籍者と結婚すると、結婚届を出しても戸籍と一緒に記載されません。外国籍者は外国人登録をします。これは個人登録簿ですから、個人個人バラバラです。新国籍法では日本女性も、自分の子に日本国籍を取得させることができるようになりました。外国籍男性と結婚した日本女性も子どもとは同じ戸籍に記載されますが、外国籍である夫は別です。

「ちゃんとちゃんとの結婚届」は、国際結婚を一つの戸籍を形成しない特殊な家族とする制度ともいえます。そしてこの制度は、同じ日本国籍者

同士の結婚についても、どれだけ「ちゃんとしているのか」という視点から、家族の序列をつくりだします。たとえば婚外子差別や、強制結婚姓制度による離婚家族差別（家族は同一の姓でなければならないとすることによって、離婚による姓の変化によって離婚家庭を識別すること）です。

日本国憲法が登場し、新民法へと制度が改正されたとき、婚外子差別や、夫婦同一氏制度を、「差別」だと考える人はごく少数でした。当時は、結婚届を出すことが進歩的であり、結婚届を大事にする、すなわち法律婚を重視することは、「家」制度とは異なる新しい家族のありかただと考えられたのです。高度経済成長とともに、ますます結婚は一つの家族になること、一つの戸籍に記載されることだと、思いこんできました。

しかし無国籍児の存在によって、結婚届・戸籍制度にひそむ女性・子どもへの差別構造が明らかになりました。結婚届は、女性・子どものためだというが、違うのではないか。この点を歴史的に振り返ってみましょう。

3 戦後改革と結婚制度

私たちは1960年代から現在にいたるまで、「ちゃんとちゃんとの結婚届」という神話にとりつかれているようです。日本の結婚届と離婚届の特質は、「紙切れ一枚の簡便性」にあります。「ちゃんとちゃんとの結婚届」というわりには、当人でなくても届出ることができますし、本当に当人が署名しているか、確認されることもありません。離婚届も同じで、知らないうちに離婚になっていたということもありえます。当人の合意のない届は無効ですが、結婚・離婚の届がこれほど簡単な国は世界でも珍しいと思います。この簡便性は、戦前も戦後も同じです。戦前は「家」制度で、「家」の都合に委ねられていたせいでしょうし、戦後は「両性の合意」ですから、これまた当事者の気持ちに委ねたといえるのかもしれませんが。

これほど簡便な結婚届に、強い信頼感がよせられているのは、なぜでしょうか。一つには結婚届が、明治民法のそれを否定して登場したからです。

明治民法で結婚届を出すことは、必ずしも妻に有利なことではありませんでした。「家」制度は、結婚を「『家』に入る」と規定し、原則として妻

が夫の「家」に入ることになりました。当然、苗字は「夫の『家』の氏」です。反対に夫が妻の「家」に入ることもあり、その場合、夫が妻の「家」の氏に変わります。いずれの場合でも、「夫」が中心で、財産管理権は夫一人にあり、妻は夫に従うことが法的に要求されました。妻は「無能力者」だったのです。「無能力」というのは、現在も未成年者がそうです。経済的な判断能力がつくまで子どもを保護することが目的です。明治民法では女性は、成人になり能力者となった後、結婚によって無能力者となりました。

「嫁・婿」は結婚によって「家」に入るので、「家」に忠誠をつくすかどうか心配されました。「家」への忠誠＝親孝行は、実の親子関係でも重視され、尊属殺等重罰規定は、親への殺人などを特に重く処罰しました。この規定はまた、結婚した相手の「親」も含めており、「嫁・婿」を監視したのです（この規定は1973年最高裁違憲判決まで、存続していました）。

「家」を継ぐ跡取りを産むことは、妻の義務でした。もし産めなければ、夫が妻以外の女性に産ませた子を家督相続人にできました。しかも相続人は男性であることが望ましく、妻との間に女子しか生まれず、妻以外の女性の間にも男子が生まれれば、女子より男子の方が家督相続人として優先されました。さらに夫が妻以外の女性との間にできた子を、自分の子として認知（庶子）すると、妻はその子の母親になりました。嫡母庶子関係です。

子どもは「家」の後継ぎですから、「家」のためのスペアーとして婚外子にも一定の権利、婚内子の2分の1の遺産相続を認めました。当時の欧米諸国は、法律婚重視を理由に婚外子の権利は認めていなかったのですが。

また姦通罪がありました。子どもが「家」の正当な継承者であることを保障する必要からでしょう。いわゆる不倫を処罰するものですが、それも「有夫の婦」の不倫に限定されていました。結婚している女性が、夫以外の男性と不倫すると犯罪です。この場合、相手の男性も処罰されます。しかし結婚している男性が、未婚の女性と不倫をしても姦通罪ではありません。裁判離婚の理由として、妻には姦通の事実があげられていましたが、夫（既婚女性と不倫をした場合）は姦通罪に処せられることが条件でした。

明治民法下の結婚届は、妻に耐えることをたくさんもたらしました。これを根本的に否定したのが、日本国憲法と新民法です。「家」制度を廃止し

ました。妻は無能力者ではなくなりました。なにより離婚が変わりました。女も男も、結婚生活を維持することが難しいのであれば、離婚できるようになりました。結婚が合意のみにもとづくものとなったことにより、妻だけに我慢を強いる離婚制度はなくなりました。

ところが戦後、結婚届は、夫が浮気しても妻は離婚しなくてもいいよう、妻を守るものだという神話が形成されます。それは、制度そのものにあるというより、裁判官の姿勢からもたらされたものではないか、と思います。

離婚制度には、有責主義と破綻主義があります。欧米諸国は有責主義でした。離婚にいたる原因をつくった側に責任をとらせることを法の役割とする考え方です。離婚は日本と違い、裁判判決によります。どちらに責任があるのか、離婚の原因をつくった側の責任を追及し、責任を取らせることが、裁判官の仕事です。したがって離婚の原因をつくった側は、相手が望んでいないのに離婚を要求することは許されないことになります。これが有責配偶者の離婚請求を認めるか否か、という問題です。

日本の民法は、条文をみる限り、有責主義というより破綻主義だといえます。民法770条1項5号には、裁判離婚を提起できる理由として「その他、婚姻関係を継続し難い重大な事由」があり、いずれの責任かはともかく、関係が破綻していて、相手は離婚を合意しない場合、離婚を求めて裁判をおこすことができますよ、とっています。ただし最終的には、裁判官が総合的に判断して離婚の可否を決めるとなっていますので、裁判官が有責配偶者からの離婚請求を認めるのかどうか、焦点になりました。これに回答を与えたのが、1952年の「踏んだり蹴ったり」判決です。

事案は、次のようなものです。A男さん・B子さん夫婦がおり、子どもはいませんでした。A男さんはC子さんとの間に子どもをもちます。C子さんを判決文は「情婦」とすごい言葉で表現しています。A男さんはB子さんに、離婚を申し入れますが、B子さんは拒否します。そこでA男さんは離婚したいと裁判に訴えたのです。有責配偶者の離婚請求です。

判決は、もしA男さえC子を棄てて元に戻ればうまくいく、責任はもっぱらA男がC子と関係したことにあると判断しました。C子に対して「妻ある男を通じてその妻を追い出し、自ら取って代わらんとするが如きは初め

から間違っている」、たしかに「子は全く気の毒である。しかし、その不幸は両親の責任である」とまで断じたのです。そして、もしA男の主張を認めれば、B子は「踏んだり蹴ったり」だと憤っており、この部分に由来して判決が命名されています。

裁判官の名誉のためにも指摘しておきたいのですが、日本において裁判官はかなり進歩的な役割を担っています。戦前、夫の側にも貞操義務があるという判決も出しています。「家」制度が法律婚を尊重しない問題を、それなりに修正し、法律婚を保障する、すなわち妻の立場を配慮してきました。法律婚尊重主義は、「家」制度下では進歩的な役割を果たしました。

戦後、法律婚を強化する立場は、法律婚からはみだす女性や子どもを非難・差別することになりやすい。そこに「常識的な」男性観・女性観が入り込むからです。男は浮気をするものだが、浮気にとどめるべきだ、婚外子は、妻の座を狙う「情婦」に問題がある、そんな不道德な親である以上、婚外子の不幸はやむをえない、男は妻のもとにもどり、法律婚を維持するべきだ、と。法律婚の尊重こそ裁判官の役割だとする強い信念があります。

この裁判官のメッセージを、「妻」として耐えることの多かった日本女性が、「妻の座」を強化するものと受け止めたのかもしれませんが。たしかに裁判官が「離婚は認めません」ということは、妻の味方のようにみえます。でも、現実の妻・B子さんはどうなるのか。判決は、「A男がB子のところに戻れば」解決すると述べます。しかし裁判官が、人間関係を調整して、夫婦の絆を修復するわけではありません。ただ法的な離婚が成立せず、B子さんは「あの二人は結婚できない、させるものか」というだけです。「妻の座」は、紙切れ一枚、形だけの結婚を意味しているにすぎません。

このような批判は、今の時点でいえることかもしれません。当時は「さすがは新民法」、「妻の勝利だ」という感じだったようです。それほど戦前の「妻の座」はひどかったということでしょう。

52年判決は条件つきではあれ、1987年最高裁判決によって変更されます。ようやく法律婚至上主義の問題、かたちだけの結婚保障に意味があるのか、女たちが問うようになったのです。このことを子どもの立場から問題にするのが、婚外子相続分差別規定をめぐる裁判です。

民法900条に、相続の際、嫡出子と非嫡出子すなわち父の認知した婚外子がいる場合、その婚外子は婚内子の2分の1とする規定がいまも残っています。900条は、配偶者の相続分についても規定しており、1980年、配偶者の相続分を3分の1から2分の1へと引き上げる改正が行われました。このとき、婚外子の相続差別規定もあわせて改正することが検討されました。しかし婚外子差別の改正は見送られました。その理由は、「国民感情」であり、とくに妻が反対だというものでした。「正妻の誇り」とでもいいでしょうか。夫が他の女との間に子どもをつくった、男は浮気するものだから、夫が活着ている間は我慢する、でも夫が死んで遺産相続となったら、相手の子が自分の子と同じ相続分になるのは嫌だ、2分の1しか相続できない現行の規定が必要だ、ということです。

しかし女性は、子どもへの嫌がらせを望んでいるのでしょうか？むしろ女性にとって重要なことは、おかしい我慢をしないで、活着ている夫ときちんと向き合うことです。ところが特定の女性のありかたをもって「国民感情」だと主張する人がいて、国政を動かしている。事実、国会議員のなかに実際に婚外子を持つ人がいて、彼らは「婚外子差別規定を改正したら、自分の家庭の平和が乱れる」と考えたようです。「妻は、夫である自分が死亡したら、他の女性との間にできた子どもに2分の1しか相続分がいかないことを考えて、自分との結婚生活を維持している、この規定がなくなれば妻が怒る」というわけです。これが日本の国会の実態でした。

この婚外子相続分差別規定を違憲・無効とする判決が、1993年F子さんによって勝ち取られました。F子さんは、母と姉の3人で暮らしていました。母の死亡後、遺産相続のときに、姉から「あなたは私の2分の1しか相続分はない」と言われます。びっくりして調べると、姉は母が結婚届を出していたときの子どもで、その後、母は離婚し、K男さんと暮らしてF子さんを産んだのです。ただしK男さんは他の女性と結婚しており、彼女はK男さんの認知を受けた婚外子でした。F子さんは、母の死亡後に初めて、婚外子であること、姉の2分の1の相続分しかないことを知って、ショックを受けますが、このときは「2分の1」規定に従いました。

その後、父K男さんも亡くなります。K男さんは、死亡当時、別の女性G

子さんと結婚していました。そのG子さんがF子さんに遺産放棄をするよう迫ったのです。G子さんは、なぜ、「2分の1」ではなく、「ゼロ」だと主張したのか。そこには婚外子への「差別」意識があるのではないか。

K男さんは、妻の死亡後、亡き妻の女きょうだいであるG子さんが老後の不安を抱えているのをみて、自分の死期の近いことを知って、実際には妻と夫の関係になかったのですが、G子さんに遺族年金を保障しようと、結婚届を出したようです。K男さんの死亡後、F子さんに遺産放棄を迫るG子さんの姿は、「妻の座」にしがみつく女性を象徴的に示しています。老後の不安から「妻の座」に固執する以外にない女性を作り出す制度のなかで、国が法律によって「婚外子は2分の1の価値しかない、差別していいんだ」と明言している。ここに人の心をゆがませる、婚外子差別の問題がある。F子さんは、G子さんのような行動を作り出す法制度を問題にしたのです。F子さんは、裁判によって婚外子相続分差別規定の違憲・無効を明らかにして、K男さんの婚内子である兄と同じ相続分を得ました。彼女は、「子どもの人権」尊重の立場から、国連でも日本の法改正を訴えています。

F子さんの場合、相手が控訴せず、違憲判決が確定しました。しかし最高裁は別の件で1995年、この規定の合憲判決を出しました。法律婚至上主義はまだ根強いのです。欧米諸国が1960年代まで維持してきた近代的な家族像、それはナポレオン法典(1804年)以来の法律婚至上主義の考え方といてもいいのですが、この考え方を日本は、高度経済成長とともに、「家」制度とは違うものとして、形成してきました。夫の浮気には婚外子差別規定によって妻をなだめ、浮気から本気になってしまった夫には、離婚を認めないことによって妻の座を保障する。裁判官も国会議員も「妻の座」を重視することで、「夫」中心の家族をつくる役割を担ってきました。

実は、日本の新民法は欧米諸国と異なり、夫権を法的には保障していません。日本の民法は、近代家族と異なる家族像を想定しているラディカルなところがあります。ところが裁判所や行政、家族政策は、欧米諸国に追いつき、追い越せというのでしょうか、近代家族（夫権中心家族）の形成に一生懸命です。新民法の理念的な構想と家族・結婚制度の運用・具体化にあたる人々の考えとの間のギャップを埋めるもの、それが戸籍制度です。

「家」を廃止した戸籍制度は、「戸主」に代わり「戸籍筆頭者」を中心に再編成されました。戸籍筆頭者は、多くの場合、「夫」です。夫中心に戸籍を編成する、これが戦後の戸籍制度の新しさです。夫と夫に従う配偶者（妻）、このペアが重要だとされたのです。子どもは成人して分籍する、あるいは結婚して別の戸籍を作成します。「父」権中心の古い戸籍制度は廃止されたといえます。しかし夫に従う結婚関係は、戸籍筆頭者中心の戦後の新戸籍に明記されました。「夫」権中心の家族観は新戸籍制度によって確保されたのです。民法にはない近代家族像が、戸籍によって現実化したといえます。

そして夫中心の戸籍制度に支えられることによって、民法が追放したはずの夫権は民法上の関係においても現実化しています。苗字は、民法規定からは「夫又は妻の氏」の選択によるのですが、現実には98%が「夫の氏」になっているように。それゆえ民法の改正が、いま、浮上しているのです。

結婚届は、夫中心の法律婚至上主義を維持するのに大きな役割を果たしてきました。欧米諸国の若者は、もうウンザリだと事実婚し始めました。日本でもいま、そのゆがみが問題になってきました。戸籍、民法、そして憲法のありかたを、今一度、見直してみる必要があります。

4 近代家族の克服

私たちにとって家族像というのは、二つあります。一つは、伝統的家族で、「家」制度の基盤です。構成員はみな仕事をしており、「男も仕事、女も仕事、そして子どもも仕事」です。家族関係は、労働関係を意味していたわけです。農業が典型ですね。だから「家」制度は、農業人口が8割を占める戦前の日本で、観念論ではない、それなりの実態のあるものとして受け止められてきた。しかし伝統的家族にあっては、子どもの身売りや嫁いびりなど、問題もあり、いやだ、おかしいという感覚も出てきていました。そこに敗戦という転機が訪れ、新しい家族をつくろうということになった。ここにいま一つの家族像、いわゆる近代家族像が登場します。

戦後の高度経済成長を通して、「男は仕事、女は家庭、そして子どもは学校」というのが望ましい家族なのだと考えられてきました。これもサラ

リーマン家族の増加という労働関係の変化にそれなりに対応したものです。そしていま私たちは、このような家族を「性別役割分担家族」と命名しています。このような命名が可能になったことは、次の家族像へと目を向ける時代を、私たちは迎えていることを示します。1960年代には、夫の稼ぎを中心に家族を形成するやりかたこそ、新しく望ましいと思われました。この時代を経ないことには、次のことはなかなか見えてこなかったのです。

では近代家族・性別役割分担家族は、どのように問題となったのか。そこに女性の主体的な問いかけがあります。「主婦」論です。男がやれば「ヒモ」ですが、女には「主婦」という選択が準備・保障されている。しかも「主婦」は、60年代「うらやましい」存在でしたが、70年代には「主婦である私とは何か」が社会問題化し、以後、主婦の位置づけをめぐる議論が展開されています。女性は、そのときどきに、それぞれ「主婦」にたいする態度を選択してきている。それは、近代家族像が「主婦」を不可欠の要素としているからであり、逆にいえば女性が労働者としては特殊化されているからです。このような女性観・近代家族像が伝統的家族観に代わって登場するのは、日本において1955年頃だったように思います。

1955年、最高裁は前借金無効判決を出します。前借金というのは、親が子どもを奉公に出す時に、奉公先から借金をすることです。子どもは親の借金を返済するために働きます。とくに買売春の領域で、高額の前借金が保障されました。労働契約の名を借りた、親による子の身売りです。ところが前借金契約は戦前、労働契約とは別の単なる借金契約にすぎないという法的な説明がなされ、これにより戦後も親による子の身売りが横行していました。親の子売りを許さないという当たり前のことが、1955年の最高裁判決でようやく確定したのです。日本社会が伝統的家族像から決別していく象徴的な判決だと思います。

しかし子売りは農村家族の貧困が原因です。前借金契約が禁止されたからといって、すぐに子沢山の農村家族が貧困でなくなるわけではありません。そこに戦後の高度経済成長の秘密もあります。これら農村の子どもたちを金の卵とって、新たな労働力として都会に吸収していったのです。それまで身売りされていた子どもは、労働者として農村から都会に出て行

き、そこで家族を形成する。ここに、結婚届を出すという行動が結びつく。そして若い労働者が結婚届をだすことは、「女は家庭」論と不可分でした。というのも、やはり1955年以降から女性観に転換がみられるからです。

1955年までの女性像は、基本的に労働する存在です。農業はもちろん労働者にあっても、「たくましく働く女性」像が中心的な役割を担っています。しかも戦前とは異なり戦後になると、労働組合や平和運動など、女性たちは働く事実を権利として自覚し、活動するようになりました。

ところが1955年以降、「主婦」像が企業によって打ち出されます。「家族ぐるみ運動」です。戦前、労働者にとっての家族像は伝統的家族であり、専業主婦は中産階級のものでした。しかし企業は組合対策として、新しい労働者家族像、すなわち専業主婦のいる家族像を打ち出し、夫の給料をやりくりし、夫や子どもの世話をするのがこれからの女性の役割だと、従業員教育を展開したのです。

1955年以降に展開する女性の専業主婦化政策は、1975年の国際女性年くらいから女性からの批判も強まり、その転換が求められるようになります。しかし、なかなか容易なことではありません。たとえば「標準家族」という用語です。消費税などの問題をわかりやすく説明するときに登場しますね。この標準家族は、ちょっと前まで、「夫はサラリーマン、妻は専業主婦、子どもが2人」でした。最近は、「妻はパート」に変化しています。でも、これがなぜ「標準」なのでしょう。片働きという家族の一つの形であって、共働きもあれば、自営業もある。家族の多様化という言葉はあるけれど、政策のレベルまで届いていないのが実情です。

1985年男女雇用機会均等法が登場する段階になってなお、「専業主婦」は女性の一つの「選択」として保障されるべきものになっています。同じ年の年金改革で、主婦の年金を夫ではなく、労働者全部で保障しようということになったのも、その現れです。いつまでも女性にのみ認められる「主婦」という選択にまどわされず、専業主婦像にからみとられない法制度を構想することが、介護保険や年金制度の問題でも重要になっています。

「家族的責任を有する男女労働者」という概念が登場し、このような労働者の権利を保障することが重要だというのが、ILO条約の基本となってき

ました。この条約を日本は1995年によく批准します。日本は、積極的な専業主婦化政策(55年)から専業主婦選択保障政策(85年)へとゆるやかな変化はありますが、専業主婦を中心とする女性・家族政策をとってきましたが、95年の批准によって政策変更を考えるようになったといえます。

専業主婦中心政策とは、大企業中心の考えにすぎないし、たとえ大企業であっても、倒産もあればリストラもある。これからはよほどのキャリアの人であればともかく、多くの人は雇用不安を抱えながら生きていくことになる。「男は仕事、女は家庭」という形は女性を抑圧し、かつ男性にとっても危険な賭けになる。そんな「サラリーマン・サラリーマンの妻」という生き方だけが、人生ではないはずだ、ということです。

たとえば農山漁村の生活を見直すという女性たちの動きがあります。昔のような伝統的家族像に基づく家族関係ではなく、経営などにも女性が男性と対等に関わっていくことができれば、新しいライフスタイルをつくりだすことができるかもしれません。いま、農山漁村で女性たちが、新しい生き方を模索していることを視野にいれる必要があります。

あるいは職場での女性たちの動きです。99年からの改正均等法も、まだまだ問題はあられるけれど、セクシュアル・ハラスメントへの取り組みやポジティブ・アクションの導入など、女性の働きやすい職場をつくりだそうという方向が出ています。

戸籍が必死になって、夫中心、男の働きを中心にして、男をたてることを女に要求しても、夫に従うだけの妻の座は嫌ですといえる道が、たくさんあります。それを女性たちはつくりだしてきましたし、女性たちが共有するようにもなっています。家族幻想を突き破るような豊かな暮らしのありかた、モノづくりのありかたに目を向けていくとき、確実に社会のありよう、結婚制度も変わってくるのではないのでしょうか。女性たちの多様な生き方を、政策レベルに反映させる一つの取り組みとして、いま民法改正が登場しています。夫婦別姓を認めることや、婚外子差別規定を廃止することなどが改正の中心です。法案としては96年に提案されたにもかかわらず、なかなか成立しないでいます。女性たちの声を集めて、より良い制度へと道を広げていきたいものです。